

# 富山県教育委員会障害者活躍推進計画の概要

対象機関 富山県教育委員会

計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

## 課題

今後の法定雇用率の引き上げ後も法定雇用率を達成するとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、以下の視点に基づいて、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要

- ・ 障害者の積極的な雇用に継続的に取り組み、法定雇用率を達成
- ・ 障害者である職員の活躍を推進するため、職場への着実な定着に向け不本意な離職を極力防止
- ・ 職場への着実な定着を図るため、障害者である職員の職業生活における満足度を高めるよう課題・原因に対処

目標 ①採用関係：各年6月1日時点で法定雇用率以上の実雇用率  
②定着関係：不本意な離職者を極力生じさせない

## 取組内容

### 1. 障害者の活躍を推進する体制整備

#### (1) 組織面

- ・ 知事部局において設置される「障害者雇用推進チーム」に参画し、情報共有を図るとともに、教育委員会の障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を協議
- ・ 組織内の人的サポート体制の整備とともに、組織外の関係機関（富山県知事部局、厚生労働省障害者雇用対策課、労働局、公共職業安定所等）との連携体制を構築
- ・ 各所属の人事担当者である所属長代理を「障害者支援推進員」とし、各所属における障害者である職員への支援担当者と位置付け、障害者支援推進員は、所属長と協議をしながら、所属全体で障害者である職員が働きやすい職場環境づくりを推進
- ・ 障害者である職員が相談しやすい体制となるよう、障害者職業生活相談員や産業医、障害者支援推進員など内容に応じた多様な相談先を確保し、丁寧に周知

#### (2) 人材面

- ・ 障害者職業生活相談員選任者が「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講
- ・ 障害者が配属されている部署の職員を中心に「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加者を募集
- ・ 新任職員研修等の場を活用し、職員に対して障害に関する理解促進や啓発、支援のための研修を実施

### 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討
- ・ 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができてきているかの点検を行い、必要に応じて検討

### 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

#### (1) 職務環境

- ・ 障害者である職員からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備や作業マニュアルのカスタマイズ化、作業手順の簡素化や見直し等を検討
- ・ 定期的に必要な配慮等を把握し、必要な措置を過重な負担にならない範囲で適切に実施

#### (2) 募集・採用

- ・ 就労移行支援事業所の利用者等を対象の職場実習を実施
- ・ 教員の障害者枠採用試験や障害者会計年度任用職員の募集・採用など多様な任用形態の確保に向けた取組を推進
- ・ 教員の障害者枠採用試験の実施にあたっては、障害者からの要望を踏まえ、筆記試験での点字対応や面接試験での手話通訳者の配置など障害特性に配慮
- ・ 知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努めるとともに、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定の工夫を実施

#### (3) 働き方

- ・ 障害者会計年度任用職員については、引き続き本人の希望や事情に応じて、無理なく安定的に働けるような勤務日、勤務時間を設定するなど柔軟な対応に努力
- ・ 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進

#### (4) キャリア形成

- ・ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練の実施を検討

#### (5) その他の人事管理

- ・ 職員の状況把握・体調配慮を行うため、必要な面談の実施時期等を検討
- ・ 障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置について過重な負担にならない範囲で適切に実施
- ・ 在職中に障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を実施
- ・ 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を実施

### 4. その他

- ・ 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進
- ・ 障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場を提供
- ・ 知事部局において、法定雇用率以上の対象障害者を雇用していること等を、物品等の競争入札参加資格の等級格付けにおける加点措置に含められていることから、適切な入札手続きを実施